

# 鉄道警察隊の運営に関する訓令

[最終改正 平成25. 3. 12 京都府警察本部訓令第4号]

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 活動の基準（第6条－第9条）
- 第3章 活動計画等（第10条－第13条）
- 第4章 幹部の職務及び指揮監督（第14条－第15条）
- 第5章 活動要領（第16条）
- 第6章 雑則（第17条・第18条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この訓令は、鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和62年国家公安委員会規則第3号）に基づき、鉄道警察隊の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 鉄道警察隊の運営及び体制については、別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

#### （活動区域）

第2条 鉄道警察隊は、京都府警察の管轄区域内の鉄道施設（以下「活動区域」という。）において活動するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、鉄道警察隊は、警察庁が指定する列車（以下「指定列車」という。）及び関係府県警察と協議して定めた路線の区間を運行する列車（以下「協議列車」という。）においては、管轄区域外においても活動するものとする。

#### （活動拠点）

第3条 鉄道警察隊の活動拠点は、本隊及び警備詰所とし、その名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	所 在 地
京都府警察鉄道警察隊本隊	京都市下京区東塩小路高倉町
京都府警察鉄道警察隊 京都駅南警備詰所	京都市下京区東塩小路釜殿町
京都府警察鉄道警察隊 福知山駅警備詰所	福知山市字天田小字談畑

#### （運営の基本方針）

第4条 鉄道警察隊の運営に当たっては、活動区域における治安情勢に即した活動に努めるとと

もに、他の警察部門、鉄道施設を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）のほか、鉄道事業者その他の関係団体・機関等（以下「鉄道事業者等」という。）及び他府県警察との連携を図り、その組織的機能を十分に発揮させるものとする。

（連絡主任者）

第5条 他府県警察の管轄区域にわたる鉄道警察隊に係る事務処理の適正を図るため、鉄道警察隊に連絡主任者を置く。

2 連絡主任者は、副隊長とする。

## 第2章 活動の基準

（鉄道警察隊の活動）

第6条 鉄道警察隊の活動は、鉄道施設における通常基本勤務による活動（以下「基本勤務」という。）及び特別勤務による特別な活動（以下「特別活動」という。）により行うものとする。

2 基本勤務は、警ら、警戒警備、列車警乗及び在所とする。

3 特別活動は、次のとおりとする。

(1) 緊急配備のための活動

(2) 事件事故等の事案が発生した場合において、現場臨場、捜索救助、被疑者同行その他当該事案処理のための活動

(3) 鉄道施設における特別の治安情勢にかんがみ必要と認められる場合において、基本勤務によらずに行う犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、交通の指導取締り等の活動

(4) 鉄道施設における雑踏警備、列車による現金その他の物品の輸送警備等に伴う警戒警備の要員としての活動

(5) 鉄道事業者その他関係団体、機関等又は市民の行う鉄道事故防止のための諸活動への支援若しくは協力を行い、又は市民と共同で行うこれらの活動

(6) 鉄道事業者その他関係団体、機関等との連絡のために活動することその他鉄道規則第3条第1項の任務を達成するため、必要と認められる特別な活動

(7) その他特命による特別な活動

（勤務制、勤務時間等）

第7条 隊長、副隊長、隊長補佐及び庶務係の隊員以外の隊員の勤務制、勤務時間等は、警察職員の勤務に関する訓令（昭和33年京都府警察本部訓令第9号）第4条第2項本文の規定により、隊長が定めるものとする。

（事件、事故等の措置及び処理範囲）

第8条 鉄道警察隊が取り扱う事件、事故等については、地域警察運営に関する訓令（平成7年京都府警察本部訓令第1号）第3条の規定を準用する。

2 前項に規定する事件、事故等の初動措置等の範囲は、別表のとおりとする。

3 鉄道警察隊が取り扱った事件、事故等は、初動措置等を行つた後、別表に定めるところに従つて、関係の所属に引き継ぐものとする。

（特定事件の応援）

第9条 隊長は、前条第3項の規定により引継ぎをした場合において、事件、事故等の発生、発見又は検挙の場所を管轄する警察署の長から、次に掲げる犯罪に係る事件を処理するため、隊員（隊長、副隊長及び隊長補佐を除く。以下この条において同じ。）の応援派遣の要請を受け

たときは、地域部長に報告し、その了承を得て隊員を派遣することができる。

(1) 鉄道運輸に係る刑法（明治40年法律第45号）第 162条（有価証券偽造）、第 163条（偽造有価証券行使）、第 235条（窃盗）及び第 246条（詐欺）に規定する犯罪（同法第 162条、第 163条及び第 246条に規定する犯罪にあつては鉄道運輸に係るものに、同法第 235条に規定する犯罪にあつては列車内又は駅の構内において行われたものに限る。）

(2) 鉄道営業法（明治33年法律第65号）に規定する犯罪

(3) 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和39年法律 11号）に規定する犯罪

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に指定する犯罪

2 前項の規定により派遣された隊員の指揮は、当該派遣先の警察署長が行うものとする。

3 第1項の応援派遣の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により要請することができる。

### 第3章 活動計画等

#### （運営要領）

第10条 隊長は、鉄道警察隊の活動の効率化を図るため、次の事項を内容とする運営要領を定めるものとする。

(1) 小隊の編成に関すること。

(2) 勤務指定表に関すること。

(3) 隊長、副隊長、隊長補佐及び小隊長（以下「隊長等」という。）の巡視及び指導教養に関すること。

(4) 基本勤務及び特別活動の活動要領に関すること。

(5) その他必要な事項

#### （月間活動計画）

第11条 副隊長は、鉄道警察隊の活動を計画的かつ効率的に推進するため、月間中の活動計画（以下「月間活動計画」という。）を別に定める様式により策定し、隊長の承認を受けるものとする。

#### （当務日の活動計画）

第12条 小隊長は、月間活動計画に基づき、当務日における活動計画を、別に定める様式により策定し、活動拠点に配置された班長（同一の活動拠点に2人以上の隊員が配置された場合に、隊長が選任する者をいう。）に指示するとともに、その結果を記録するものとする。

2 班長は、小隊長の指示に基づき、当該活動拠点の当務日における具体的な活動計画を別に定める様式により策定するものとし、実施結果は活動した隊員が記録するものとする。

#### （幹部会議等）

第13条 隊長は、毎月開催する幹部会議において、鉄道警察隊の運営について必要な次の事項を協議するものとする。

(1) 運営要領に関すること。

(2) 月間活動に関すること。

(3) 管轄警察署等との連携に関すること。

(4) その他必要な事項

2 隊長は、小隊ごとの幹部会議又は隊員会議を随時開催して、当該小隊等の活動に関する反省

、検討及び情報交換を行うとともに、具体的な指導教養を行うものとする。

#### 第4章 幹部の職務及び指揮監督

(指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第14条 隊長は、隊員の指揮監督及び指導教養に当たっては、その勤務の実態を的確に掌握し、能力、個性等に応じて具体的にこれを行うとともに、常にその結果を確認するほか、鉄道施設、鉄道運輸等に関する知識その他鉄道警察隊の事務に必要な専門的な知識及び技能に習熟させるように努めなければならない。

2 隊長は、隊員の活動の評価に当たっては、隊員が行うべき活動の全般について、総合的に判断して、これを行うように努めなければならない。

(幹部の職務)

第14条の2 鉄道警察隊の幹部は、次の各号に定める区分に従い、それぞれの職務を行うものとする。

##### (1) 隊長補佐

- ア 小隊の運用計画に関する企画、立案
- イ 警察本部の各課、室及び隊並びに管轄警察署との連携
- ウ 部下に対する指揮監督及び指導教養

##### (2) 小隊長

- ア 当務日の活動計画の策定及び実施
- イ 部下に対する実践的な指揮監督及び指導教養
- ウ 事件、事故等の初動的措置及び処理

##### (3) 分隊長

- ア 当務日の具体的な活動計画の策定及び実施
- イ 部下に対する実践的な指揮監督及び指導教養
- ウ 事件、事故等の初動的措置及び処理

(巡視)

第15条 隊長等は、部下隊員に対する指揮監督及び指導教養を行うため、積極的に各活動拠点を巡視するものとする。

2 隊長等は、巡視に当たっては活動区域の情勢並びに部下職員の勤務及び活動の実態を把握して、これに適応する実践的な指導監督に努めなければならない。

#### 第5章 活動要領

(活動要領)

第16条 基本勤務の活動要領は、次のとおりとする。

##### (1) 警ら

- ア 警らは、徒歩により、活動区域を巡行して行う。
- イ 警らに際しては、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うなどにより、犯罪の予防検挙、危害の防止、市民に対する保護、助言及び指導、踏切等における交通の指導取締り、少年の補導等を行うとともに、鉄道施設等に係る状況の把握に当たること。
- ウ 隊長は、活動区域内の治安情勢を勘案し、必要があると認めるときは、複数又は集団により警らさせることができる。

(2) 警戒警備

警戒警備は、次の定めるところにより行うものとする。

ア 施設警備

施設警備は、鉄道線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設に対する警備をいい、その対象及び活動要領は、別に隊長が定める。

イ 指令業務

指令業務は、本隊において行う。

ウ 立番

立番は、活動拠点の前又は周辺の適当な場所に位置して、立つて警戒に当たること。

エ 見張

見張は、活動拠点の施設内の出入口付近に位置して、椅子に腰掛けて警戒に当たること。

オ 立番及び見張に際しては、諸願届の受理等その他市民に対する応接を丁寧かつ迅速に行うこと。

(3) 列車警乗

ア 列車警乗は、指定列車、協議列車又は隊長が指定する列車を対象として行い、当該列車における公安の維持を図るため、列車に乗務して、犯罪の予防検挙、事故の防止、要保護者の発見及び保護に当たること。

イ 列車警乗は、原則として2人1組で行う。

ウ 警乗の対象列車及び活動要領は、別に定める。

エ 列車警乗に際しては、あらかじめ待合室及びその周辺を巡回して挙動不審者、要保護者の発見に努めるとともに、乗務に当たっては、当該列車の車掌と連絡をとり、警乗中は、車内を巡回して旅客の動向、手荷物の保管状態、不審物の有無等に注意すること。

(4) 在所

在所は、活動拠点の施設内において、諸願届の受理等その他市民に対する応接を丁寧かつ迅速に行うとともに、書類の作成整理並びに装備資器材及び施設の点検整備等を行い、あわせて外部に対する警戒に当たること。

(5) 施設警備、立番、見張、列車警乗及び在所に際しては、周到鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うなどにより、異常又は不審と認められる事象及び真相の究明に努めなければならない。

2 特別活動の活動要領は、別に定める。

第6章 雑則

(備付簿冊)

第17条 鉄道警察隊の備付簿冊及び取扱要領は、別に定める。

2 隊長は、鉄道警察隊の効率的な運営を図るため、鉄道施設、鉄道運輸等に関する資料その他鉄道警察隊の事務に必要な資料を作成し、常に活用することができるよう整備保管するものとする。

(運営要領等の報告)

第18条 隊長は、鉄道警察隊の運営要領については策定又は改定の都度、隊員の活動状況、隊員の現勢その他必要な事項については別に定めるところにより、警察本部長に報告しなければならない。

らない。

附 則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

(別表省略)